平成２３年（フ）第８４２号
大阪府吹田市岸部南２丁目21番27号
債務者　岸本　春代
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番５号　姫百合荘文化
債務者　津田　　齊
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５１号
大阪府門真市本町９番28―306号
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番19―405号
債務者　加藤八重子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８１号
川崎市川崎区鋼管通４丁目３番９号
債務者　𣘺原　幸人
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７号
川崎市幸区小倉352番地５　エンゼルブレッサ新川崎206
債務者　川島　重男
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８号
川崎市幸区小倉352番地５　エンゼルブレッサ新川崎206
債務者　川島美津江
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
川崎市高津区子母口783番地　県営子母口プラザハイム３―207
債務者　澤口　正徳
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
川崎市宮前区野川3104番地　メゾンタナベ201
債務者　塚原　弘昭
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
川崎市高津区久末496番地　県営住宅12―202
債務者　朝海眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
川崎市宮前区有馬１丁目１番25―208号　持田パークマンション
債務者　宮上　純一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目４番地１　アプリーテ梶ヶ谷305
債務者　島仲　秀明
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
川崎市中原区木月２丁目２番32―201号　伏見ビル、前住所川崎市中原区井田中ノ町37番１号　サンコーポイースト101
債務者　入嵩西由美子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
愛知県高浜市湯山町５丁目６番地12　ピコハウス206号
債務者　吉田　隆司
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６１５号
東京都目黒区南２丁目１―17
債務者　笹沼　順子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部